

第4次・健康たかつき 21

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 健康を取り巻く社会環境

世界有数の長寿国である日本は、国民の生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療技術の進歩等により、平均寿命は延伸してきました。一方で、急速な高齢化の進展により、介護を必要とする人は今後も増加し、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されています。

また、近年、朝食の欠食等の不規則な食事や栄養の偏った食生活、運動不足などによる健康リスクが増大しており、それらに起因する悪性新生物(以下「がん」という。)や心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加及び重症化が深刻化しています。

更に、令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活に大きな影響がありました。生活様式の変化、外出自粛の長期化等によるストレスの蓄積や運動不足等に加え、健(検)診の受診控えにより疾病の発見が遅れるなど、心身の健康への影響が懸念されています。

(2) 国・大阪府の動向

○健康増進計画について

国においては、平成24(2012)年7月に、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的方針として「健康日本21(第二次)」を公表しました。その上で、従前より進めてきた生活習慣病等の「一次予防」を重視し、健康寿命の延伸を図るという理念を継承しつつ、「健康格差の縮小」「生活習慣病の重症化予防」「健康づくりに無関心な者も含めた環境整備」等の視点を盛り込み、取組を推進してきました。

令和3(2021)年8月には、医療費適正化計画等、関連する他の計画と計画期間を一致させるため、「健康日本21(第二次)」を1年延長し、令和5(2023)年度末までの期間とした上で、令和4(2022)年10月に最終評価を行いました。

令和5(2023)年5月には、新たな方針として「健康日本21(第三次)」を公表し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をめざし、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つの基本的な方向を盛り込み、令和6(2024)年度から12年間の健康づくりに関する取組を推進することとしています。

大阪府においては、平成30(2018)年3月に「第3次大阪府健康増進計画」を策定し、全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、具体的な目標や行動方針に基づく取組を推進しています。なお、当該計画は、令和5(2023)年度を終期としているため、本市と同時期に「第4次大阪府健康増進計画」が策定されます。

○食育推進計画について

国においては、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3(2021)年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。基本的な方針として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

大阪府においては、平成30(2018)年3月に「第3次大阪府食育推進計画」を策定し、府民運動として食育を推進しています。なお、当該計画は、令和5(2023)年度を終期としているため、本市と同時期に「第4次大阪府食育推進計画」が策定されます。

(3) 高槻市の健康増進計画及び食育推進計画の沿革

○健康増進計画について

本市では、「健康で心ふれあうわがまち高槻」の実現を目指して、昭和63(1988)年12月に「健康都市宣言」を行いました。

その後、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として、「やさしさとやすらぎのまちづくり」を理念とし、分野別、ライフステージ別の目標と取組を定めた第1次「健康たかつき21」計画を平成16(2004)年9月に策定しました。

平成23(2011)年3月には、「第2次・健康たかつき21」を策定し、「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を理念とし、分野別、ライフステージ別の取組に加え、新たに地域別の行動目標を定め、健康づくりを推進しました。

○食育推進計画について

平成20(2008)年11月に、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、『食育』ではぐくむ 健康 みんなの未来～おいしく たのしく 食楽のまち たかつき～』を基本理念とする第1次「高槻市食育推進計画」を策定しました。

平成25(2013)年3月には、「第2次高槻市食育推進計画」を策定し、前計画の基本理念を継承するとともに、5つの基本目標を定め、食育の推進に取り組みました。

○健康増進計画と食育推進計画の統合について

平成28(2016)年3月に、「第2次・健康たかつき21」の計画期間を平成29(2017)年度末まで2年間延長するとともに、健康づくりと食育に関する取組の相互連携により、相乗効果を創出し、効果的かつ効率的な推進を図るため、「第2次・健康たかつき21」と「第2次高槻市食育推進計画」を暫定統合し、「第2次・健康たかつき21(健康増進計画・食育推進計画)」と名称を変更しました。

平成30(2018)年3月には、健康増進計画と食育推進計画を完全統合した「第3次・健康たかつき21」を策定し、「市民自ら健康づくりに取り組み、生涯にわたり健やかに暮らせる都市・^{まち}たかつき」を基本理念に、分野別、ライフステージ別、地域別に具体的な行動指針を示すとともに、市民や関係機関・団体とともに健康づくりを推進してきました。

(4) 計画策定の趣旨及び目的

少子高齢化が更に進行する中で、誰もがより長く健やかに暮らしていくための基盤として健康づくりの重要性はより高まっています。個人及び社会全体として、健康の維持・増進を図るため、今後更に取組を推進していくことが求められています。

健康を取り巻く社会環境や疾病構造の変化、これまでの本市の取組の成果や課題を踏まえた上で、市民、行政、関係機関・団体など多様な主体が一体となって、本市における「健康づくり」と「食育」を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

なお、本計画は「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念を踏襲し、各取組を推進することで、「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめとする様々な目標の達成に寄与します。

2 計画の名称、位置づけ、期間

(1) 計画の名称

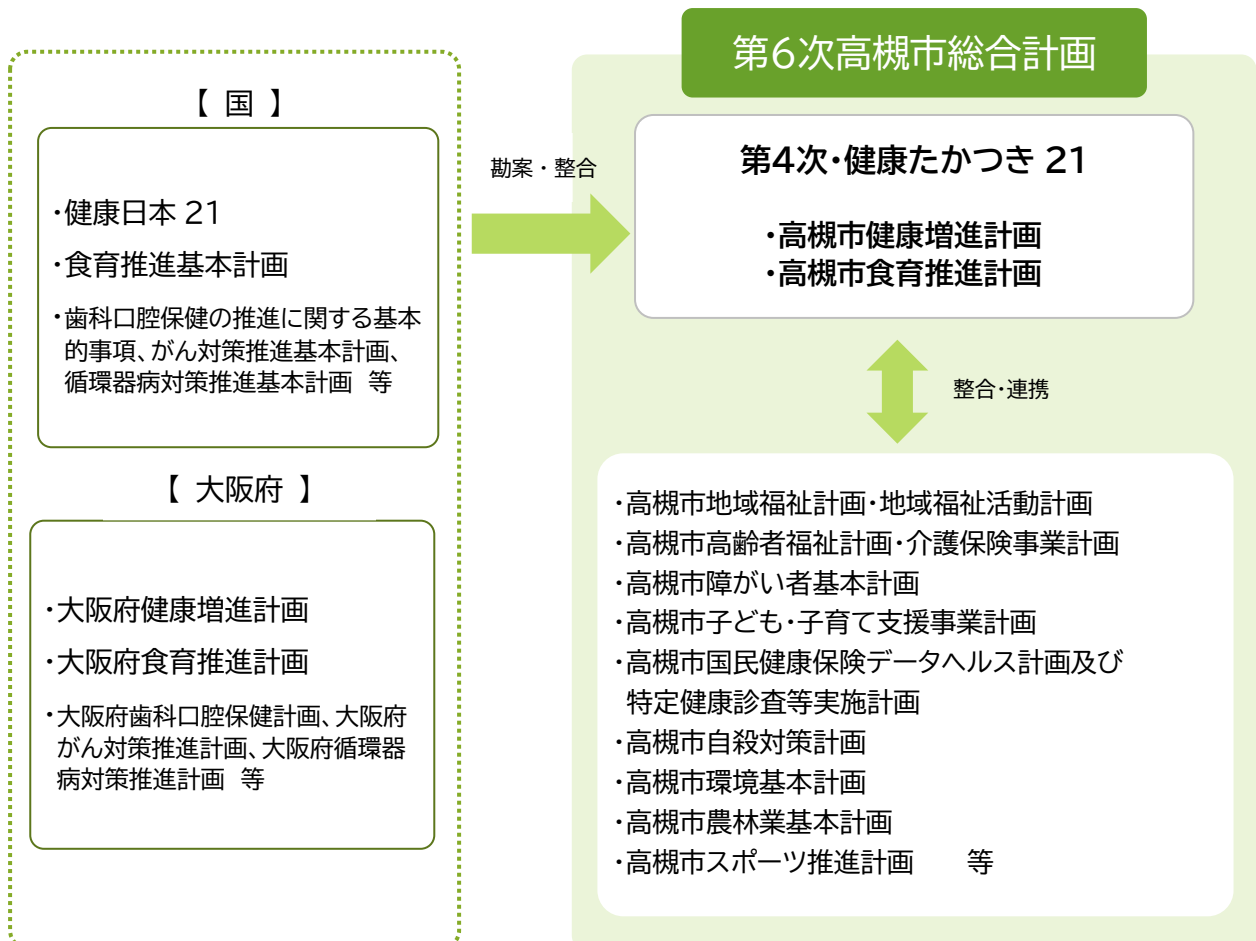
本計画の名称は、「第4次・健康たかつき21」とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として、本市における健康づくり・食育の基本的な計画となるものです。

国の「健康日本21(第三次)」や「第4次食育推進基本計画」、大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」、「第4次大阪府食育推進計画」等の内容を勘案するとともに、市政運営の指針となる「第6次高槻市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、健康・福祉分野をはじめ各分野の関連計画との整合性を図り、策定しました。

また、本計画は国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」及び大阪府の「第3次大阪府歯科口腔保健計画」(令和6(2024)年度開始)等も勘案した上で策定しています。



(3) 計画の期間

本計画は、国の「健康日本21(第三次)」及び大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」、「第4次大阪府食育推進計画」と計画期間を合わせることにし、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間の計画期間とします。

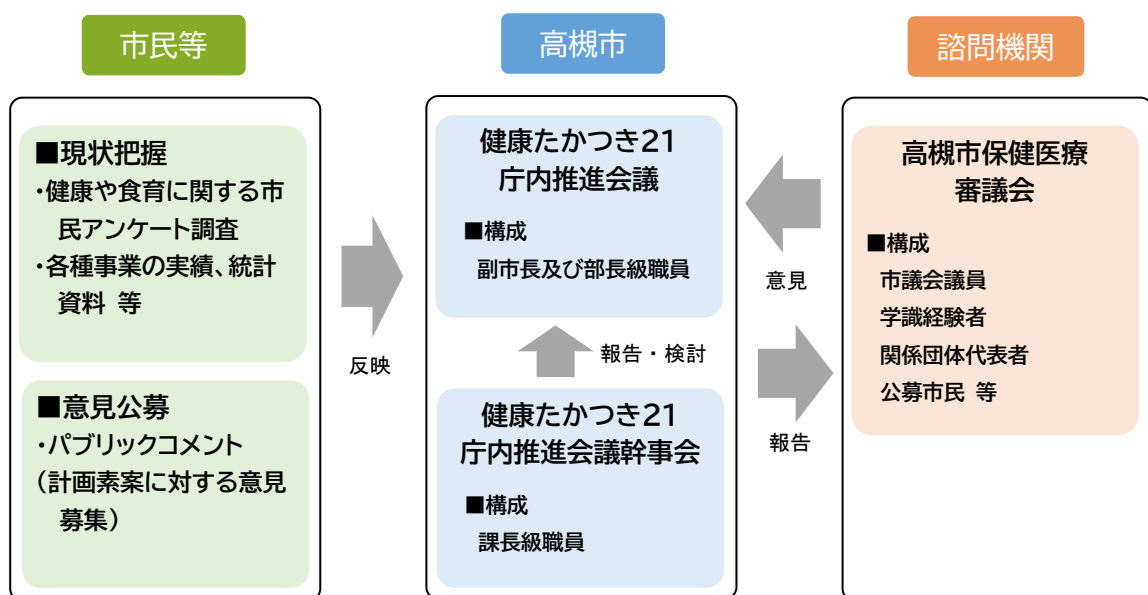
計画期間の中間にあたる令和11(2029)年度から令和12(2030)年度には、目標の達成状況や関連する取組の状況を把握した上で、中間評価を実施します。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | |
|-----|---------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | R5年度 (2023) | R6年度 (2024) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年度 (2028) | R11年度 (2029) | R12年度 (2030) | R13年度 (2031) | R14年度 (2032) | R15年度 (2033) | R16年度 (2034) | R17年度 (2035) |
| 国 | 健康増進計画 | 1年延長 (~R5年度) | 健康日本 21(第三次) | | | | | | | | | | | |
| | 食育推進基本計画 | 第4次食育推進基本計画 (R3年度~R7年度) | | | 次期食育推進基本計画(未定) | | | | | | | | | |
| 大阪府 | 健康増進計画 | 第3次 (H30年度 ~R5年度) | 第4次大阪府健康増進計画 | | | | | | | | | | | |
| | 食育推進計画 | 第3次 (H30年度 ~R5年度) | 第4次大阪府食育推進計画 | | | | | | | | | | | |
| 高槻市 | 健康増進計画・食育推進計画 | 第3次 (H30年度 ~R5年度) | 第4次・健康たかつき 21 | | | | | | | | | | | |

3 計画の策定方法

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたり、本市の体制として、副市長を委員長とした庁内関係部署の部長級職員で構成する「健康たかつき21庁内推進会議」及び庁内関係部署の課長級職員で構成する「健康たかつき21庁内推進会議幹事会」において検討を行った上で、市議会議員、学識経験者、各関係団体の代表者、公募市民等を委員とする「高槻市保健医療審議会」に諮り、意見聴取しながら、審議を行いました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の健康や食育に対する意識や関心、日常生活習慣の実態等を把握するため、20歳以上の一般市民、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者、高校2年生、就学前児童の保護者(保育所、認定こども園、幼稚園等)を対象としたアンケート調査を実施しました。

○調査の概要

- 調査対象者 ①20歳以上の市民
- ②市立小・中学校に通学する小学5年生、中学2年生
- ③市内高等学校に通学する高校2年生
- ④②の保護者及び保育所等に通園する就学前児童の保護者
- 調査対象数 ①3,500人 ②約2,000人 ③約500人 ④約2,500人

- 調査方法 ① 郵送による配布・回収
②～④ 学校、施設等により直接配布・回収
- 調査時期 ① 令和4年11月22日～12月9日
②～④ 令和4年11月22日～12月7日

○調査票の配布・回収の状況

| | 調査対象 | 配布数 | 有効回答数 | 回答率 |
|---|-------|--------|--------|--------|
| ① | 20歳以上 | 3,500件 | 1,253件 | 35.8% |
| ② | 小学5年生 | 980件 | 957件 | 97.7% |
| | 中学2年生 | 946件 | 903件 | 95.5% |
| ③ | 高校2年生 | 434件 | 434件 | 100.0% |
| ④ | 保護者 | 2,433件 | 1,757件 | 72.2% |

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、行政運営の公平性の確保と透明性の向上を図るため、パブリックコメント(計画素案に対する意見募集)を実施し、市民から幅広く寄せられた意見の集約に努めました。

○実施概要

- 募集方法 持参、郵送、ファックス、市ホームページ内簡易電子申込
- 閲覧場所 市ホームページ、健康づくり推進課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター
- 実施期間 令和5年12月12日から令和6年1月11日まで

○実施結果

- 意見者数 個人 8人、団体 2団体
- 意見件数 29件